



2025 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 森平 英也
(コード:5801 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 IR 部長 滝田 博子
(T E L. 03-6281-8540)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、保有する政策保有株式の縮減に向けて積極的に取り組んでまいりましたが、その対話の過程において、一部の株主様より当社株式を売却したい旨の意向を確認いたしました。これを受け、当社として最適な当該株式売却の手法を検討したうえで、株主様と協議した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供し、更なる株主層の裾野の拡大及び流動性の向上を実現するために、本売出しの実施を決定いたしました。

本売出しを通じて中長期的な成長戦略を幅広い投資家の皆様にご理解・ご支援いただき、更なる企業価値向上を目指してまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|-----|---|--|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 1,566,300 株 |
| (2) | 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 株式会社みずほ銀行 1,206,800 株
損害保険ジャパン株式会社 234,500 株
みずほ信託銀行株式会社 125,000 株 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年7月23日(水)から2025年7月28日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。） |
| (4) | 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) | 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日。 |
| (7) | 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) | 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 森平 英也に一任する。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.をご参照）

- | | | |
|-----|------------------------|---|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 234,900 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) | 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) | 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から234,900株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) | 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) | 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 森平 英也に一任する。
- (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から234,900株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、234,900株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアップション」という。）を、2025年8月22日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年8月22日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエアップションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエアップションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部または全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。